## ○愛西市スポーツ及び芸術文化等振興賞賜金交付要綱

平成23年3月23日

告示第17号

改正 平成29年3月31日告示第56号

令和4年3月31日告示48号

令和6年3月28日告示47号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市のスポーツ及び芸術文化の振興並びに地域の発展を図るため、スポーツ又は芸術文化部門で優秀な成績を収めた個人又は団体に対し、愛西市スポーツ及び芸術文化等振興賞賜金(以下「賞賜金」という。)を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

- 第2条 賞賜金の交付の対象者は、次条の交付の要件を満たす者又は団体で あって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 市内に住所を有する者
  - (2) 市内の学校に在籍する者
  - (3) 市内に活動の本拠を置く団体
  - (4) 市内の事業所に勤務するものによって構成された団体
  - (5) 前各号の規定に準ずる者又は団体で、市長が特に必要があると認めるもの

(交付の要件)

- 第3条 賞賜金は、次の各号のいずれかの要件に該当する場合に交付するものとする。
  - (1) 地区予選又は選考を経て全国大会等(国、県又はこれらに準ずる 公的団体若しくは財団法人、社団法人、新聞社等が主催、後援等を行う 全国規模の大会及びそれに準ずると市長が認める大会をいう。以下同

- じ。)の出場資格を得ること。
- (2) 地区予選又は選考を経ずに全国大会等に出場し、優秀な成績を収めること。
- (3) その他市長が前2号に準ずると認める場合 (賞賜金の額等)
- 第4条 賞賜金の額は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 賞賜金の額                         |
|----|-------------------------------|
| 個人 | 1人につき 8,000円                  |
| 団体 | 構成員1人につき8,000円とし、40,000円を上限とす |
|    | る。                            |

2 前項の賞賜金の交付は、同一年度につき1回を限度とする。

(申請手続)

- 第5条 賞賜金の交付を受けようとする者は、第3条各号に規定する要件を 満たした後、速やかに愛西市スポーツ及び芸術文化等振興賞賜金交付申請 書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならな い。
  - (1) 全国大会等の開催要項等大会の内容が記載された書類
  - (2) 地区予選の結果又は選考の経緯が記載された書類(第3条第1号に該当する場合に限る。)
  - (3) 全国大会等の結果が記載された書類(第3条第2号に該当する場合に限る。)
  - (4) 地区予選、選考、全国大会等に係る登録選手等名簿(団体の場合に限る。)
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、全国大会等が開催される年度内に行わなければならない。 ただし、全国大会等の開催時期により当該年度内に申請することが困難で

- あるときその他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。 (交付決定)
- 第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、 適当と認めたときは、賞賜金の交付を決定するものとする。

(交付方法)

- 第7条 賞賜金は、前条で規定する交付の決定後遅滞なく交付するものとする。
- 2 賞賜金の交付場所は、愛西市企画政策部秘書課とする。 (公表)
- 第8条 賞賜金の交付を受けた者は、愛西市の広報紙に公表するものとする。 (委任)
- 第9条 この告示に定めるもののほか、賞賜金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

- この告示は、平成23年4月1日から施行する。附 則(平成29年3月31日告示第56号)
- この告示は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月31日告示第48号)
- この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日告示第47号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。